五　当該中小事業主掛金の拠出の対象となる者について、一定の資格を定めた場合において、その者の掛金の額に変更があったとき　次に掲げる事項
イ　変更年月
ロ　その拠出の対象となる者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
ハ　変更後の拠出期間の掛金の額
ニ　その他個人型年金規約で定める事項

2　前項第一号に掲げる場合にあっては、同号に定める事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付するものとする。

一　その使用する第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは、次に掲げる事項を記載した書類
イ　当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所
ロ　当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者の数
ハ　当該労働組合の名称
ニ　当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者のうち当該労働組合の組合員の数
ホ　その他個人型年金規約で定める事項
二　その使用する第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは、次に掲げる事項を記載した書類
イ　当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所
ロ　当該厚生年金適用事業所の過半数代表者の氏名、住所及び役職並びにその選出の方法
ハ　その他個人型年金規約で定める事項
（削る）
三　前二号に掲げるもののほか、届出に当たって必要な書類として個人型年金規約で定める書類

五　前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2　前項の場合において、法第六十八条の二第四項の規定により中小事業主掛金の額を変更した場合又は前項第三号に規定する場合にあっては、同項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付するものとする。

一　法第六十八条の二第四項の規定により中小事業主掛金の額を変更したときは、様式第十三号により作成した書類
二　前項第三号に規定する場合にあっては、様式第十二号により作成した書類
三　前条第二項第四号に掲げる書類
四　前三号に掲げるもののほか、届出に当たって必要な書類として個人型年金規約で定める書類

3　法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、労働組合又は過半数代表者の同意を得て中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、遅滞なく、当該労働組合の名称、当該労働組合を代表する者の氏名及び当該労働組合からその同意を得た旨又は当該過半数代表者の氏名及び当該過半数代表者からその同意を得た旨、当該中小事業主の名称及び住所並びに中小事業主掛金を拠出しないこととした理由を記載した届出書に、次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一　その使用する第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは、次に掲げる事項を記載した書類
イ　当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所
ロ　当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者の数
ハ　当該労働組合の名称
ニ　当該厚生年金適用事業所に使用される第一号厚生年金被保険者のうち当該労働組合の組合員の数
ホ　その他個人型年金規約で定める事項
二　その使用する第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは、次に掲げる事項を記載した書類
イ　当該厚生年金適用事業所の名称、所在地並びに事業主の名称及び住所
ロ　当該厚生年金適用事業所の過半数代表者の氏名、住所及び役職並びにその選出の方法
ハ　その他個人型年金規約で定める事項
三　（略）

3　法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、遅滞なく、その名称、住所及び中小事業主掛金を拠出しないこととした理由を記載した届出書に、次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一　様式第十四号により作成した書類
二　前条第二項第四号に掲げる書類
三　（略）

様式第十号から様式第十六号までを削る。

附　則

この省令は、令和六年十二月一日から施行する。